

節税スキームの 失敗と税理士への 損害賠償請求

講演者 弁護士・税理士：石井 亮

目 次	目 次
はじめに.....57	(4) 争点③ 納税猶予の支援業務に係る報酬の重複請求、善管注意義務の有無.....61
1 事例の概要.....58	(5) 争点④ 組織再編業務に係る報酬の重複請求、詐取、暴利行為の有無.....62
(1) 当事者について.....58	(6) 争点⑤ 一般社団法人活用業務に係る報酬の重複請求、詐取の有無等.....63
(2) 顧問業務について.....58	(7) 争点⑥ Y 2社の取締役であったY 3、Y 4の責任.....64
(3) 株価引下げ業務について.....58	3 まとめ.....64
(4) 欠損金の繰戻還付業務について.....58	(1) 概論.....64
(5) 納税猶予の支援業務について.....58	(2) 詐取が生じる原因.....64
(6) 株式交換による組織再編業務について.....59	(3) 契約書の重要性.....65
(7) 一般社団法人活用支援業務について.....59	(4) 報酬の算定方法.....65
2 争点.....59	(5) 税理士個人とコンサルタント会社との関係.....66
(1) 争点の概要.....59	
(2) 争点① 株価引下げ業務に係る報酬の重複請求、詐取の有無.....60	
(3) 争点② 欠損金の繰戻還付業務に係る報酬の重複請求、詐取の有無.....60	

はじめに

取り上げる裁判例は、東京地裁令和2年7月30日判決です。本判決では、事業承継コンサルティングを提供した税理士の専門家責任が問題とされ、結果としても税理士

に多額の損害賠償責任が認められました。本判決は、特異な事案に関するものですが、判示内容の背景にある考え方は、事業承継コンサルティングを行う専門家が理解しておくべきところも少なくありません。

1 事例の概要

(1) 当事者について

Y 1 は公認会計士・税理士で、Y 2 社は Y 1 が代表取締役を務めるコンサルタント会社です。本判決では、Y 2 社は Y 1 の個人会社だと認定されています。Y 3 は Y 1 の父、Y 4 は Y 1 の妻です。いずれも Y 2 社の取締役を務めています。

X 1 社は、金型製造等を目的とする小規模の会社ですが、月額5,000万円程度の売上があります。X 2 は、X 1 社の創業者で代表取締役です。A が X 2 の妻、B が X 2 の子で後継者です。X 2 が保有する発行済株式2万株の価額は、約17億円と認定されています。

(2) 顧問業務について

X 1 社は、Y 1・Y 2 社と月額52万5,000円、決算・申告報酬年額157万5,000円とする顧問契約を締結していましたが、別に Y 2 社と月額52万5,000円の資産税コンサルティング顧問契約を締結していました。ただ、実際に支払われた顧問報酬は月額52万5,000円で、これがどちらの顧問契約に充てられていたのかは明確ではありません。

(3) 株価引下げ業務について

Y 1 らは、X 2 に対して退職慰労金を支払っての株価引下げを提案しました。なお、Y 1 らが退職慰労金の過大性を検証した旨は認定されていません。Y 2 社は、この株価引下げ業務の報酬として、税負担軽減額の4%相当である約1,816万円を収受しました。

X 1 社らは、Y 1 の提案に従って X 2 を

退職させ、X 2 に退職慰労金として6億3,000万円を支払った後、X 2 が保有する X 1 社株式を B に贈与しました。本判決の認定によれば、これによって X 1 社株式2万株の価額は、約2億5,000万円に引き下げられました。

(4) 欠損金の繰戻還付業務について

退職慰労金の支払によって X 1 社に多額の欠損金が生じたことから、Y 1 は、税理士法33条の2に規定する書面添付を行って繰戻還付請求を行い、X 1 社は多額の還付を受けました。

本判決の判示内容を見る限り、繰戻還付業務に関しては委嘱契約書が作成されていないようですが、Y 1 は、決算申告と併せて約265万円（消費税を加算した額から源泉徴収税額を控除した後の金額）の報酬を収受し、これとは別に、成功報酬として約1,200万円の報酬を収受しました。これは、還付金の10%であり、その旨が Y 1 から X 2 に説明されていたようです。

(5) 納税猶予の支援業務について

Y 1 は、X 2 から B に対する生前贈与の実行前に、非上場株式の納税猶予制度の利用を提案しました。当初の提案では納税猶予制度を利用することによる相続税の税負担軽減は約3,300万円、報酬は当該軽減額の10%相当である約345万円とされましたが、その後、相続時精算課税制度と暦年課税とを併用することで、相続税の税負担軽減が約8,000万円の節税になると提案し、その報酬は約835万円とされました。

X 1 社は、この提案を受け入れ、Y 2 社との間で委嘱契約を締結し、報酬として約

840万円を支払いました。その後、Y1は、X2からBに対する贈与について、非上場株式の納税猶予制度を利用したものととして贈与税の申告を行いました。

その後、Y1は、AとBとの間で「納税猶予の継続要件の検討を納税猶予期間に渡し、検討を行った結果、仮に、納税猶予の要件が欠け、納税猶予が解除されたとしても異議を唱えないことに同意しております。この場合、Y1が職業的専門家としての正当な注意を払った上で、X1社の非上場株式等についての贈与税納税猶予の継続要件の検討を納税猶予期間に渡し、検討を行っていたことを理解し、承知致しております。」との合意書を締結しました。

しかし、X1社が繰戻還付を受けたことから現預金の割合が増加し、資産保有型会社に該当することになったため、Bは納税猶予の取りやめ届出書を提出しました。その結果、Bは贈与税に加えて、利子税の納付を余儀なくされました。

(6) 株式交換による組織再編業務について

Y1は、X1社の業績が好調であり、短期間で株価が再度上昇するとの予測を示し、新会社とX1社とで株式交換を行う株価引下げを提案しました。

Y1によれば、株式交換によって約3億円の税負担軽減が見込まれるとし、その4%相当である1,300万円を報酬として見積もりました。X1社は、Y1の提案を受け入れ、委嘱契約を締結してY2社に対して1,375万円の報酬を支払いました。

X1社は、X2からBに対する生前贈与の実行後、新会社との間で株式交換を行いました。Y2社は、純資産価額を算定する

際には帳簿価額を用いた株式交換比率算定書を提出しました。なお、Y2社は、組織再編業務の報酬とは別に、新会社の設立報酬として約30万円を収受しています。

(7) 一般社団法人活用支援業務について

さらに、Y1は、Bの下での株価の上昇に対応するために、一般社団法人を設立して、株式交換後に完全親会社となった新会社からX1社株式の譲渡を受けるとともに、X1社の保有する不動産を一般社団法人に譲渡して含み損を実現した後にリースバックをすることを提案しました。

当該提案では、相続税及び法人税の税負担軽減が約5億6,700万円とされ、報酬はその5%相当額に消費税を加算した約3,000万円とされました。

X1社は、当該提案を受け入れ、Y2社と報酬を約3,064万円とする委嘱契約を締結して、その一部である1,000万円を、後日に約2,000万円を支払いました。

その後、一般社団法人が新設され、X1社の保有する不動産が一般社団法人に売却された後、Y2社は、X1社から、別途不動産移転業務の報酬として約470万円の報酬を収受するとともに、不動産譲渡の仲介手数料として約650万円を収受しました。

2 | 争点

(1) 争点の概要

Y1、Y2社は顧問契約等を解除され、X1社らから責任を追求されました。専門家に対する責任追及は、課税当局の否認による損害についての賠償請求が大半ですが、本件ではY1らが収受した報酬が損害とされているところに特色があります。

争点は多岐にわたりますが、ここでは、次の6つの争点に絞って当事者の主張と判決における判示内容を解説します。

(2) 争点① 株価引下げ業務に係る報酬の重複請求、詐取の有無

イ X1社らの主張

X1社らは、Y1が収受していた顧問報酬は株価引下げ業務を含むコンサルティング業務の報酬であるから、この顧問報酬とは別に、株価引下げ業務の報酬をもらうのは同じ業務に対して重複して報酬をもらっていると主張しました。

また、X1社らは、Y1らは退職慰労金の支給といった単純な業務をあたかも高度なコンサルティング業務だと偽って、高額の報酬を詐取したと主張しました。詐取とは、意図的に騙して取得したというような意味です。

ロ Y1らの主張

これに対して、Y1らは、顧問報酬は事業承継コンサルティング業務の報酬として収受していないから重複請求はなく、X2の説得や退職慰労金規定の作成などを行っており、報酬を詐取していないと反論しました。

ハ 裁判所の判断

裁判所は、顧問報酬は記帳代行業務の対価であり、資産税コンサルティング業務の対価ではないと認定しました。

さらに、裁判所は、Y1は退職慰労金規定の制作などを行っており、退職慰労金の支払いによって株価が7分の1以下に下落し相当の贈与税の税負担軽減が生じていると認定しました。その上で、報酬額が過大かについては、「報酬の算定根拠は税効果

の4%相当であり、社会的相当性を逸脱するものでもない」と評価しました。さらに、裁判所は株価引下げ業務の報酬が交渉を経て分割払いとされていることから、X1社は騙されて支出したものではないと認定しました。

ニ コメント

確かに、Y1らは何らの業務も行っていないということはできないでしょう。しかし、売上は一定程度あるとはいえ、月額52万5,000円、決算料157万5,000円を収受した上で、さらに退職慰労金の支払いを提案して約1,816万円の報酬を収受するという点については、多くの税理士が違和感を感じるのではないのでしょうか。

なお、本判決では、比較的安易に、「報酬の算定根拠は税効果の4%相当であり、社会的相当性を逸脱するものでもない」と判断していますが、他事例で妥当するかは慎重な検討が必要だと思われます。

(3) 争点② 欠損金の繰戻還付業務に係る報酬の重複請求、詐取の有無

イ X1社らの主張

X1社らは、欠損金の繰戻還付業務は通常の申告業務の範疇に入り、別途追加の報酬を請求するのは不正請求だと主張しました。また、繰戻還付手続は書類を1枚出せば終わる簡単な業務であるにも関わらず、高度な業務であると騙して、報酬を詐取したと主張しました。さらに、X1社が継続して利益を計上できたから、欠損金の繰越控除を選択すれば足り、繰戻還付を選択したのは不当に報酬を得るためのものだと主張しました。

ロ Y1らの主張

これに対して、Y1らは、X1社の証憑の管理に不備があり、決算業務を進めることには多大な手間が掛かったから、報酬を増額しても不当ではないと主張しました。

また、成功報酬については、X1社は重加算税が課されたことがあったから、繰戻還付が認められるかどうかは明らかではなく、認められたとしても税務調査を経なければならなかったことから、Y1は書面添付などを用いれば税務調査の可能性が低いこと等を説明し、Aの判断を求めた上で、実行に至ったものであり、Y1らがX1社を騙したとの事実はないと主張しました。

ハ 裁判所の判断

裁判所は、繰戻還付手続は単純な作業で、還付金額は税理士の能力に左右されず、適正な還付請求を行えば調査が実施される可能性も低いし、通常確定申告書と同時に還付請求書を提出するだけだから、通常は顧問報酬とは別個の請求をすることを望まない旨を認定しました。

その上で、Y1らが書面添付制度を利用してのこと等から、決算申告報酬の増額については業務の実態がないとはいえ、報酬を詐取したとは言えないが、成功報酬については、独自の業務がない重複請求であり、還付金の10%という高額報酬を受領する合理的根拠は見出し難く、繰戻還付を選択したのも報酬目当てという不正な動機もうかがわれるから、成功報酬を詐取したと認定しました。

ニ コメント

確かにX1社が繰戻還付をする必然性はないところで、成功報酬として約1,200万円を受領することが不当であることについ

ては異論がないのではないのでしょうか。

注意をすべきは、業務実態があることを認めていながら、成功報酬を受受するに足る独自の業務がないと評価した点です。例えば、訴訟代理人に係る弁護士報酬は、着手金と成功報酬で構成されていますが、成功報酬に対応する独自の業務がないと評価されません。その違いは、本判決も言及するとおり、成果を得られるかどうか不明で、それが専門家の能力に左右されるというところにあると思われませんが、これらの区別は必ずしも容易ではありません。

(4) 争点③ 納税猶予の支援業務に係る報酬の重複請求、善管注意義務の有無

イ X1社らの主張

X1社らは、資産税コンサルティングに係る顧問報酬とは別に、別途追加の報酬を請求するのは不正請求だと主張しました。基本的には争点①と同様の主張です。

X1社らは、さらに、Y1は繰戻還付によって資産保有型会社に該当することを看過し、其の結果、Bは非上場会社の納税猶予の手続を取りやめることを余儀なくされており、Y1に重大な過失があると主張しました。

ロ Y1らの主張

Y1らは、資産税コンサルティングに係る顧問報酬は受領していないから、重複請求はないと反論しました。基本的には争点①と同様の主張です。

また、Y1らは、繰戻還付によって資産保有型会社に該当することは認識していたが、その後、X1社が不動産の購入を行うことを前提としており、同意書でその旨の承諾を得ていた旨を主張しました。

ハ 裁判所の判断

重複請求については、争点①同様に、月次で資産税コンサルティング業務に係る報酬を収受していないことから、重複請求はないと判断しました。

次に、資産保有型会社に該当することになったことについては、Y1に見落としがあると判断し、不動産の購入を勧めるなどした形跡はないと判断しました。さらに、Y1らが知識を欠くX1社らに対して逐一丁寧に説明していたとは考えにくく、事後に作成した同意書も、Y1らの責任回避に終始した不合理な内容であり、真意に基づいたものではないと判断し、当該報酬につき、Y1らに対する損害賠償責任を認めました。

ニ コメント

自ら成功報酬を収受するために選択した繰戻還付が、結果として資産保有型会社に該当する原因となり、非上場株式の納税猶予を取りやめることになったのですから、Y1に重大な過失があることには異論がないと思われます。

問題は、Y1らとA・Bと取り交わした同意書によって免責されないのかです。裁判所が、同意書が無効と解したのか、それとも重大な過失に基因するY1らの法的責任を免責する効果を定めたものではないとしたかは必ずしも明確ではありませんが、いずれにせよ十分な説明をしないで取得した同意書をもって常に免除されるものではないということは、肝に銘じておく必要があります。

(5) 争点④ 組織再編業務に係る報酬の重複請求、詐取、暴利行為の有無

イ X1社らの主張

X1社らは、適用を検討していた相続時精算課税制度を利用していれば、株式交換による組織再編を行う必要がなかったと主張しました。

また、X1社らは、株式交換による組織再編業務は後述する一般社団法人の活用業務を行う以上は無意味であるし、X1社の株価の再上昇を誤信させ、報酬を詐取したものであり、また、株式交換による組織再編業務は、税理士であれば誰でもできるので、報酬も高額であり、暴利行為であると主張しました。

ロ Y1らの主張

これに対して、Y1らは、納税猶予制度を選択したのはBであり、株式交換による組織再編は一般社団法人の活用と別個の目的と効果があり、X1社の株価が再上昇することは確実である上、株式交換による組織再編業務は、税理士であれば誰でもできる行為ではなく、暴利行為ではないと反論しました。

ハ 裁判所の判断

裁判所は、株式交換を利用した持株会社化は、事業承継をめぐる相続対策として有用な方策であるとししました。その上で、株式交換が実行されているから、株式交換による組織再編業務は実態がないものではないし、X1社の株価が再上昇する可能性があることから、報酬を詐取したものとはいえないとししました。

他方、提案時にBが54歳で、数年内に相続税の軽減を図る必要性にせまられておらず、報酬収受時には報酬算定の基礎となっ

た税負担軽減の効果は生じておらず、近くに生ずる見込みもなかったと認定しました。

さらに、裁判所は、Y1は株式交換の直後に、株式交換による組織再編業務は、一般社団法人活用業務の準備段階に過ぎないにもかかわらず、別個の委嘱契約を締結して相互に調整を行わずに、高額報酬を受受しているとして、その時点で実行する必要がなく、税効果も不確かが無意味な業務をあえて実行し、不相当に高額報酬を取得したものであり、暴利行為があったと判断しました。

二 コメント

暴利行為とは、「他人の窮迫・軽率・無経験などに乗じて、甚だしく不相当な財産給付を約させる行為」をいい、民法に直接の明文はないものの、無効と解されています。本件では、Y1らがX1社らとの間の情報格差・知識格差を利用して不当に高額な成功報酬を受受していることから、暴利行為に当たるとの結論は異論がないのではないのでしょうか。

ただ、株式交換による組織再編業務をめぐる本判決の判示には、違和感がないわけではありません。例えば、本判決は、株式交換による株価引下げを「相続対策として有用な方策」として評価していますが、株価引下げを目的とした株式交換を「相続対策として有用な方策」として単純に評価してよいのでしょうか。

また、本判決は、株式交換による相続対策を一般社団法人活用業務の準備段階と位置づけていますが、これも無理があるように思われます。さらに、株式交換による相続税の税負担軽減の効果が報酬受受時に生じておらず、近く生ずる見込みがなかった

ことから、当該相続税対策を「無意味な業務」と評価しているようですが、株式交換による株価引下げ効果は必ずしも直ぐに生じるものではありませんし、Bの相続開始が現実化した時点で株式交換による株価引下げ策を提案して実行することは否認リスクを考えない慎重さを欠いた提案ということになると思われます。

ただ、成功報酬を受受するためには、その額に応じた相応の成果が必要であるということであり、成功報酬という形で報酬金額を算定するのであれば、成果の具体性には十分に注意する必要があると思われます。

(6) 争点⑤ 一般社団法人活用業務に係る報酬の重複請求、詐取の有無等

イ X1社らの主張

X1社らは、一般社団法人を活用することによって、相続税の軽減効果の根拠も不明であり、そのような効果が生じる見込みがなく、詐取したものであり、途中で中断したのも、Y1らによる報酬の詐取が発覚したためだと主張しました。

ロ Y1らの主張

これに対して、Y1らは、一般社団法人の設立後に業務が中断したのは、X2が中断を希望したためであり、Y1、Y2社には責任がないと反論しました。また、一般社団法人を活用することによって得られる相続税の税負担軽減にも偽りはないと反論しました。

ハ 裁判所の判断

裁判所は、一般社団法人活用業務は、予定されたフェーズの一部を実行したにとどまり、報酬の大部分を請求する根拠を欠くと判断しました。また、X1社の役員を退

職したX2の反対があっても、X1社との間では受任した業務を遂行する義務を負っており、実行することも可能だったことから、Y1らは債務不履行責任を負い、その損害は後日を含め受領した報酬額を下回らないと判断しました。

さらに、裁判所は、Y1らは、一般社団法人活用業務とは別に、不動産の売却に関して報酬を収受しているが、一般社団法人活用業務には不動産の移転が含まれており、不動産仲介業者でないにも関わらず、X2社から仲介報酬も別途収受しているから、不動産移転業務に係る報酬を詐取したと判断しました。

二 コメント

一般社団法人活用業務の具体的な内容は、判決文からも必ずしも明らかではありませんが、株式交換による組織再編業務との整合性が疑わしいように思われます。また、一般社団法人に対する不動産の譲渡に関して仲介手数料を別途収受するということはちょっと考えがたい処理のように思われます。

(7) 争点⑥ Y2社の取締役であったY3、Y4の責任

イ 前提

注意すべきは、業務を行ったY1については、X1社との間で契約主体となっていないとしても、当然に不法行為に基づく損害賠償責任を負うものとされていることです。ここでの問題は、直接業務に関与していないY3、Y4の責任についてです。

ロ X1社らの主張

X1社らは、Y3、Y4はY1の違法行為を知り得たのに、これを放置したことに、

取締役としての善管注意義務違反、具体的には監視義務違反があると主張しました。

ハ Y1らの主張

これに対して、Y1らは、Y1らは違法行為を行っていないから、Y3、Y4は監視義務違反を理由とする損害賠償責任を負わないと主張しました。

ニ 裁判所の判断

裁判所は、Y2社は、Y1の個人会社であり、その意思決定はY1が行っていたと認定した上で、Y3、Y4は、Y1の故意による詐欺が認められる範囲又は重大な過失による任務懈怠が認められる範囲の損害について、監視義務違反を理由とする責任を負うとしました。

ホ コメント

一般には取締役の監督義務違反を問うためには認識可能性が必要とされているところ、本判決はその点に触れておらず、故意又は重過失に基づく責任が認められる範囲で、監督義務違反が認められる理由も明示されておらず、結論はともかくとして、やや不明確なところがあるように思われます。

3 まとめ

(1) 概論

以上が東京地裁令和2年7月30日判決の内容でした。かなり特異な事案における判断であることは間違いありませんが、判示内容を見ていくといろいろと考えさせられるところは少なくありません。

(2) 詐取が生じる原因

本件のような「詐取」が生じた原因として、事業承継の当事者と専門家との間の情報格差・知識格差があります。事業承継の

当事者と専門家との間の信頼関係があれば、多少の情報格差・知識格差があったとしても、業務が遂行され、報酬の支払いが行われます。しかし、事業承継の当事者と専門家との間の信頼関係がき損した場合には、事業承継の当事者は、情報・知識を有していないだけに、専門家の発言・行動の全てが疑わしく感じるわけです。

本件でも、当初はX2、BらとY1との間に信頼関係があったのですが、何らかの契機に信頼関係が失われ、Y1らの提供する業務の全てについて疑念が向けられて、結果、「重複請求」、「詐取」があったとして訴訟が提起されました。専門家が適正に業務を遂行している場合であっても、事業承継の当事者が専門家に対する信頼関係を失った場合には、同じような疑念が抱かれ、責任追及に至る可能性があることは否定できないように思われます。

(3) 契約書の重要性

このような事態を可能な限り回避するために重要なのは、まずは適切な契約書を作成するという事です。契約書は、専門家と事業承継の当事者の法律関係を検討する際のスタートラインであり、原則として、専門家と事業承継の当事者の法律関係は契約書に記載されているところから従って解釈されます。また、契約書の作成過程で、相互の関係についての共通理解を形成することができるので、そもそもお互いの認識が異なるということが生じにくくなります。

本件では、顧問契約を二重に締結しながら、一方の報酬のみを支払うなど契約書に記載された委託業務の内容と報酬が合致しないために、X2らが重複請求等との

疑義を抱いたと思われまます。

(4) 報酬の算定方法

契約書に業務内容や報酬を明記するとしても、さらに報酬をどのような考え方に基き算定するかという問題があります。

専門家の報酬を算定する方法としては、大きく分けて、①業務量に応じた算定方法と②成果に応じた算定方法があります。ここでは、後者で算定した報酬を成功報酬といいます。

従来、税理士業務については、「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現」が歪められることから、成功報酬は適切でないと理解されてきました。しかし、最近では、更正の請求を始めとして税理士業務について成功報酬が採用される例も少なくありません。確かに、成功報酬であれば、成果が生じない限り報酬を支払う必要がないので、依頼者にとってもメリットがあります。

ただ、成功報酬は、成果が生じた場合には高額な報酬が発生されるように設計されているので、事前にその点について十分な理解を得られていたかが問題となりやすいところです。本件でも、欠損金の繰戻還付に係る成功報酬は、そもそも明確な委嘱契約書がなく、依頼者の理解という点で大きな問題がありました。

複雑なコンサルタント業務について成功報酬を採用する場合も報酬の支払いの根拠となる成果の定義を契約書や少なくとも見積書等で明確にしておかないと、同様に報酬額の是非を巡って争いが生じる可能性があります。委嘱契約書において税負担軽減を成果として定義することには躊躇を覚

えた結果、成功報酬の算定根拠が契約書に明記されない例が少なからず存するのではないのでしょうか。ただ、そもそも成果を明示できない成功報酬を収受すること自体に無理があるのではないのでしょうか。

(5) 税理士個人とコンサルタント会社との関係

最後に、税理士個人とコンサルタント会社との関係についても本判決は重要な示唆を与えています。税理士が別にコンサルタント会社を設立して、当該コンサルタント会社でリスクが高い業務を行うということが行われることがあります。これは、税理

士が提供した業務に関しては無限責任を負うが、コンサルタント会社が提供した業務に関して、その税理士は有限責任しか負わないという考慮に基づいています。

しかし、そのようなコンサルタント会社の多くは、税理士の個人会社であり、実際に業務を提供するのはその税理士です。この場合、実際の業務を行っている税理士は、不法行為責任を免れず、本件においても、Y1は責任を負うものとされています。つまり、コンサルタント会社を介して業務を提供しても、常に税理士個人の責任を免れるわけではないわけです。

以上



石井 亮
(いしい・りょう)

野村資産承継研究所
主席研究員
(弁護士・税理士)

- ◆**経歴** 多数の税務訴訟、審査請求事件で代理人を務めた後、平成22年7月より3年間、任期付公務員として、国税審判官の職務に従事し、多数の審査請求事件を担当する。
現在は、税務訴訟、審査請求事件、タックス・プランニング、税務調査対応等幅広い分野で納税者を支援している。特に税務調査では、法律論、証拠法を重視した対応、助言を行っている。
平成22年～25年 国税審判官
- ◆**現職** 第二東京弁護士会所属
東京税理士会所属、税理士
IFA（国際租税協会）会員
中国経済法研究会会員
青山学院大学 法学研究科 非常勤講師
- ◆**共著** 『資産・事業承継対策の現状と課題』（大蔵財務協会）